

令和8年度 算定基礎届の提出について

算定基礎届とは？

毎年 7 月 1 日現在における被保険者全員について 4 月・5 月・6 月に支払われる報酬により新しい標準報酬月額を決定する重要な届出です。

なぜ提出が必要？

この届出により決定された標準報酬月額を今後の報酬に著しい変動が生じない限り、本年 9 月から向こう 1 年間の保険料や保険給付の計算の基礎にするためです。

①提出期間 令和 8 年 7 月 1 日(水)～7 月 10 日(金)

②提出書類

- ・算定基礎届
- ・算定基礎届総括表

【注意事項】算定基礎届総括表の提出忘れにご注意ください。なお、電子申請で提出される場合は、PDF 形式にてご提出ください。

- ・7 月月額変更届(対象者のみ) ※7 月月変の対象者は、算定基礎届は不要

③提出が必要な対象者

- ・7 月 1 日現在の被保険者全員が対象です。病気やけが等で休職中の方および産前産後休業育児休業、介護休業中の方も提出が必要です。

④提出が不要な対象者

- ・本年 6 月 1 日以降に資格取得された方
- ・本年 7 月 1 日以前に資格喪失された方

⑤提出時の注意事項

電子申請の場合

マイナポータル経由

- ・必ず 7 月 1 日以降に提出してください。それより前に提出された場合は不受理となり、再提出が必要となりますのでご注意ください。

コスモウェブ経由

- ・CSV ファイルでの提出にご協力をお願いします。
- ・必ず 7 月 1 日以降に提出してください。

郵送の場合

電子媒体(CD-R 等)

- ・「電子媒体総括表」を必ず提出してください。
- ・事業所名等が記載されたラベルをケースに貼ってください。

事業所で用意する様式(独自様式)

- ・事業所独自や年金機構の様式で提出される場合は必ず正本・副本を一部ずつ提出してください。
- ・標準報酬月額を必ず記入してください。記入欄がない場合は欄外に記入してください。

郵送の場合

氏名等印字された当組合様式

・印字されている情報は4月30日までに提出された届出により作成しています。

下記の事項については、提出の際に追記・抹消・訂正をしてください。

	追記・抹消が必要な被保険者	対応方法		訂正が必要な被保険者	対応方法
追記	5月31日以前に資格取得した方で記載されていない方	末尾の空欄に手書きで記入	訂正	5・6月月変に該当された方	「従前の標準報酬月額」欄を訂正
	7月1日以前に資格喪失された方	二重線で抹消し備考欄に削除理由を記入 (7月月変該当者は月額変更届を提出)		4月以前の月額変更届を5月以降に提出された方	
抹消	7月月変に該当した方		取得時等の報酬訂正の届を5月以降に提出された方	正しいものに訂正	
			氏名変更(訂正)届、生年月日訂正届を5月以降に提出された方		

⑥その他

【算定基礎届関係書類】

下記書類は愛鉄連健保のホームページ [健保からのお知らせ] に掲載しております。

<https://aiteturen-kenpo.or.jp/category/office/>

- ・「算定基礎届の書き方、記載例」
- ・「給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき」
- ・「パートタイマーの記載例等」
- ・「現物給与の取り扱い」
- ・「一時帰休による月額変更届・算定基礎届について」
- ・「標準報酬月額表／添付書類」
- ・「データ作成伺（算定時用）」

【決定通知書の送付について】

- ・マイナポータル経由の提出：随時送信
- ・上記以外の場合：8月下旬に送付

※決定および改定された標準報酬月額が健康保険組合、日本年金機構ともに相違がないかをご確認ください。また、健康保険組合と日本年金機構は等級の上限、下限に相違がありますのでご注意ください。

お問い合わせ

愛鉄連健康保険組合 業務課

TEL 052-461-6131 FAX 052-461-6135

E-mail:gyoumu@aiteturen-kenpo.or.jp